

石川労働局発表
平成29年8月7日(月)

【照会先】
石川労働局 労働基準部 賃金室
室長 前 秀一郎
室長補佐 川崎 春夫
076-265-4425

報道関係者 各位

平成 29 年度石川県最低賃金の改正答申について
～時間額 7 8 1 円 (2 4 円引上げ)～

石川地方最低賃金審議会（会長 ^{たかみ としや}高見 俊也；^{おな たけお}株北國新聞社 論説委員会 委員長）は、本年7月11日（火）に石川労働局長（^{おな たけお}小奈 健男）から「石川県最低賃金の改正決定について」の諮問を受け、石川県最低賃金専門部会（部会長 ^{たかみ としや}高見 俊也）を設置した上で、働き方改革実行計画（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）に配意し、4回にわたり調査審議を重ねた結果、本日、石川県最低賃金の改正決定について「**時間額 7 8 1 円**」で全会一致により結審し、石川労働局長に対しその旨の答申を行いました。

この「**時間額 7 8 1 円**」は、現行の石川県最低賃金の「7 5 7 円」を「2 4 円（引上げ率 3 . 1 7 %）」引き上げるものであります。

今後、石川労働局では、この答申の内容についての異議の申出に関する公示等を経て、石川県最低賃金額を決定し官報公示の上、最短で10月1日（日）に発効することとなります。

1 近年の石川県最低賃金額の推移について

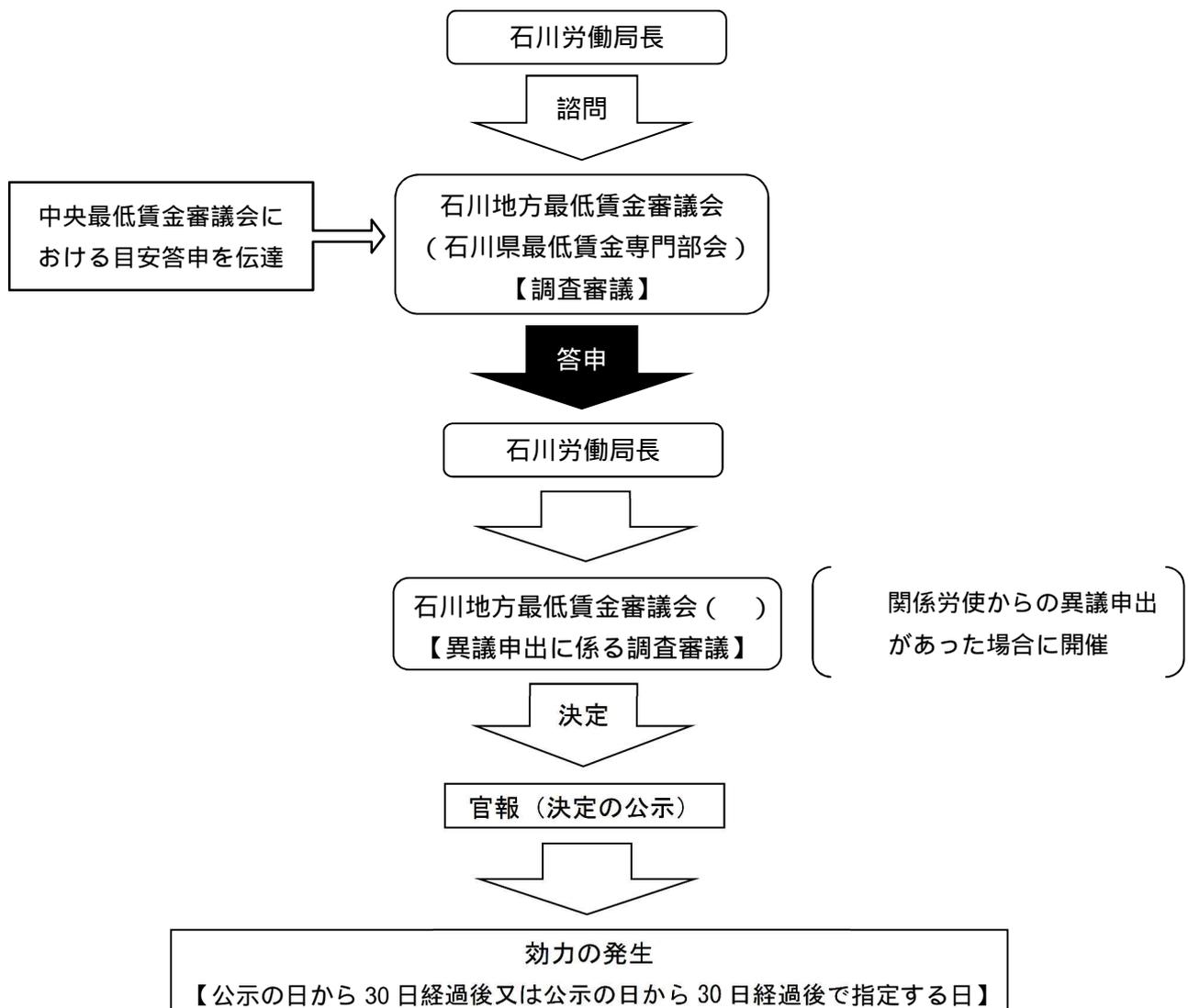
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
時間額	687円	693円	704円	718円	735円	757円
引上げ額 (目安額)	1円 (1円)	6円 (4円)	11円 (10円)	14円 (14円)	17円 (16円)	22円 (22円)
引上げ率	0.15%	0.87%	1.59%	1.99%	2.37%	2.99%
発効年月日	H23.10.20	H24.10.6	H25.10.19	H26.10.5	H27.10.1	H28.10.1

2 最低賃金の改定について

最低賃金は、最低賃金審議会において、賃金の実態調査結果など各種統計資料を十分に参考にしながら審議を行い決定します。

地域別最低賃金については、中央最低賃金審議会から示される引上げ額の目安を参考にしながら、地方最低賃金審議会（公益代表、労働者代表、使用者代表の各同数の委員で構成）での地域の実情を踏まえた審議・答申を得た後、異議申出に関する手続を経て、都道府県労働局長により決定されます。

地域別最低賃金の改正手続の流れ



3 最低賃金の種類について

最低賃金には、地域別最低賃金と特定最低賃金の2種類があります。

特定最低賃金は、事業別（産業別）又は職種別に分類されますが、現在は、事業別（産業別）の特定最低賃金のみが設定されています。

(1) 地域別最低賃金

地域別最低賃金は、産業や職種にかかわらず、都道府県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に対して適用される最低賃金として、各都道府県に1つずつ、全部で47つの最低賃金が定められています。

なお、地域別最低賃金は、[1] 労働者の生計費、[2] 労働者の賃金、[3] 通常の事業の賃金支払能力を総合的に勘案して定めるものとされており、労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮することとされています。

(2) 特定（産業別）最低賃金

特定（産業別）最低賃金は、特定の産業について、関係労使が基幹的労働者を対象として、地域別最低賃金より金額水準の高い最低賃金を定めることが必要と認めるものについて設定されています。

4 最低賃金の適用される労働者の範囲について

地域別最低賃金は、産業や職種にかかわらず、都道府県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されます（パートタイマー、アルバイト、臨時、嘱託などの雇用形態や呼称の如何を問わず、すべての労働者に適用されます。）。

特定（産業別）最低賃金は、特定地域内の特定の産業の基幹的労働者とその使用者に適用されます（18歳未満又は65歳以上の方、雇入れ後一定期間未満で技能習得中の方、その他当該産業に特有の軽易な業務に従事する方などには適用されません。）。

なお、一般の労働者より著しく労働能力が低いなどの場合に、最低賃金を一律に適用するとかえって雇用機会を狭めるおそれなどがあるため、次の労働者については、使用者が都道府県労働局長の許可を受けることを条件として個別に最低賃金の減額の特例が認められています。

精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い方

試の使用期間中の方

基礎的な技能等を内容とする認定職業訓練を受けている方のうち、厚生労働省令で定める方

軽易な業務に従事する方

断続的労働に従事する方

5 その他

(1) 最低賃金の周知義務（最低賃金法第8条）

使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者の範囲及びこれらの労働者に係る最低賃金額、算入しない賃金並びに効力発生年月日を常時作業場の見やすい場所に掲示するなどの方法により周知する必要があります。

(2) 最低賃金の周知広報

最低賃金額は、賃金や物価等の動向に応じ、ほぼ毎年改定されており、報道機関、地方自治体の広報誌、各種団体の機関紙などを通じてお知らせしています。

(参考)

最低賃金法（昭和34年4月15日法律第137号）（抄）

第4条（最低賃金の効力）

第1項 使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

第2項 最低賃金の適用を受ける労働者と使用者との間の労働契約で最低賃金に達しない賃金を定めるものは、その部分については無効とする。この場合において、無効となった部分は、最低賃金と同様の定をしたものとみなす。

第12条（地域別最低賃金の改正等）

厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、地域別最低賃金について、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をしなければならない。

労働基準法（昭和22年4月7日法律第49号）（抄）

第24条（賃金の支払）

第1項 賃金は、通貨で、直接労働者に、その全額を支払わなければならない。ただし、法令若しくは労働協約に別段の定めがある場合又は厚生労働省令で定める賃金について確実な支払の方法で厚生労働省令で定めるものによる場合においては、通貨以外のもので支払い、また、法令に別段の定めがある場合又は当該事業場の労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者との書面による協定がある場合においては、賃金の一部を控除して支払うことができる。

写

平成 29 年 8 月 7 日

石川労働局長

小奈 健男 殿

石川地方最低賃金審議会

会長 高見 俊也

石川県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、平成 29 年 7 月 11 日付け石労発 0711 第 4 号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねてきた結果、別紙 1 のとおりの結論に達したので答申する。

また、別紙 2 のとおり平成 20 年 8 月 6 日付け中央最低賃金審議会の「平成 20 年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方に基づき最新のデータと比較したところ、平成 28 年 10 月 1 日発効の石川県最低賃金（時間額 757 円）は、平成 28 年度の石川県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

審議に合わせて、一般社団法人石川県経営者協会、石川県商工会連合会、石川県中小企業団体中央会の使用者側 3 団体と日本労働組合総連合会石川県連合会から、最低賃金の引上げに伴う中小企業・小規模事業者支援の強化等を求める要請書が石川労働局長に提出され、本年 8 月 2 日付けで厚生労働大臣あてに上申されたところである。

当審議会は審議の結果、上記団体の要請も踏まえて、政府に特段の配慮をお願いする。

具体的には、「働き方改革実行計画（平成 29 年 3 月 28 日働き方改革実現会議決定）」並びに「経済財政運営と改革の基本方針 2017（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）」及び「未来投資 戦略 2017（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）」に掲げられた最低賃金引上げに対して取り組むとされている中小企業・小規模事業者への支援について、地方の実情を十分に踏まえて、即効性や実効性を重視し、関係省庁を挙げて、早急かつ積極的に取り組むことを強く要望する。

また、最低賃金の大幅引上げに加えて、予定されている働き方改革の法制化、消費税率の引上げが、特に、経営基盤の脆弱な小規模事業者に過度な負担とならないよう、適切な支援措置が講じられることを切に望むものである。

石川県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域
石川県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 781円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり

石川県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件 名 石川県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 757 円
- (3) 発 効 日 平成 28 年 10 月 1 日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者
12～19 歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
平成 27 年度
- (3) 生活保護水準（平成 27 年度）
生活扶助基準（第 1、2 類費（冬季加算込み）+ 期末一時扶助費）の石川県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（94,013 円）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記 1 の(2)に掲げる金額の 1 箇月換算額(註)と、上記 2 の(3)に掲げる金額とを比較すると石川県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

(註) 1 箇月換算額

757 円（石川県最低賃金）× 173.8（1 箇月平均法定労働時間数）

× 0.832（可処分所得の総所得に対する比率） = 109,463 円

平成 29 年 7 月 12 日第 2 回目安小委員会での配布資料 2「生活保護と最低賃金」の別添グラフに示された比率。